

大田区シティプロモーションサイト運営要綱

平成 31 年 3 月 4 日 30 企広発第 11049 号企画経営部長決定

改正 令和元年 6 月 7 日 31 企広発第 10195 号企画経営部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、インターネットを利用した区の魅力及び地域情報の発信を通じて、区のイメージ向上及び地域の魅力をアピールすることを目的として、区が提供するホームページの適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サイト 大田区が設置するウェブサイトで、第 11 条の規定による大田区の情報及び第 12 条の規定による一般ユーザー（各団体・企業等以下「ユーザー」という。）の情報を提供するものをいう。
- (2) コンテンツ サイトに掲載する情報をコンテンツという。
- (3) サーバ サイトの情報を保存する電子計算組織をいう。
- (4) トップページ サイトの最も上の階層の位置するページをいう。
- (5) リンク サイトから他団体等のホームページを画面上に展開できる設定をいう。

(サイト統括管理者)

第 3 条 サイトを構築し、円滑に管理運営するため、サイト統括管理者（以下「統括管理者」という。）を置く。

2 統括管理者は、広聴広報課長とする。

3 統括管理者は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) トップページ及びサイト構成の管理及び運営に関すること。
- (2) コンテンツ作成及び更新、削除、サイト構成に関すること。
- (3) ユーザーのコンテンツ作成及びリンクの内容に関すること。
- (4) コンテンツ作成に関する調整並びに指導及び助言に関すること。
- (5) サイトの管理運営に関して関係者との情報交換及び連絡調整に関すること。
- (6) サーバの管理運営に関すること。
- (7) ID 及びパスワード等の管理
- (8) その他サイト全般に関すること。

(管理運営の委託)

第 4 条 システムの管理運営に係る業務は、事業者等に委託することができるものとする。
この場合において、統括管理者は、第 3 条各号における事項を適切に行うため、事業者等を指揮監督しなければならない。

(登録の要件)

第 5 条 サイトに情報を登録できるユーザーは、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) シティプロモーション関連事業等の関係団体又は企業等であること。
- (2) 団体又は企業等の責任者及び連絡責任者が特定できること。
- (3) 特定の政党その他の政治団体の利害に関する団体及び公の選挙に関し特定の候補者を支持する団体でないこと
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）並びに暴力団及び暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (5) その他区長がユーザーとして適当でないとする以外のもの。

（登録）

第6条 前条の要件を満たし、サイトへの情報を登録しようとする団体又は企業等は、大田区シティプロモーションサイトユーザー登録申請書（別記第1号様式）を、統括管理者に申請するものとする。

（登録の審査）

第7条 統括管理者は、前条の規定による申請を受けたときは、審査を行い、登録の可否を決定し、その結果を大田区シティプロモーションサイトユーザー登録承認決定通知書（別記第4号様式）または大田区シティプロモーションサイトユーザー登録不承認決定通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

（ID及びパスワードの交付）

第8条 統括管理者は、前条の規定により登録を承認されたユーザーに、ID及びパスワードを大田区シティプロモーションサイトユーザーID及びパスワード通知書（別記第7号様式）により交付する。

- 2 交付後のID及びパスワードの管理は、ユーザーが責任を負うものとする。
- 3 ユーザーは交付後のID及びパスワードの譲渡、売買などの行為は一切できないものとする。
- 4 統括管理者は、交付後のIDの再発行は行わないものとし、パスワードの変更はユーザーが行うものとする。
- 5 統括管理者は、交付後のID及びパスワードの使用上の過失及び第三者の利用に伴う損害の一切の責任を負わないものとする。

（登録の変更）

第9条 ユーザーは、登録申請時に登録した内容に変更があった場合、大田区シティプロモーションサイトユーザー登録情報変更届（別記第2号様式）を速やかに統括管理者に提出しなければならない。

（登録の取り消し）

第10条 統括管理者は、ユーザーが次の各号のいずれかに該当した場合は、ユーザーの承諾の有無にかかわらず、登録の承認を取り消し、ID及びパスワードを抹消するものとする。

- (1) 大田区シティプロモーションサイトユーザー登録取消届（別記第3号様式）を統括管理者に提出した場合
- (2) 第5条に規定する登録要件を欠いた場合
- (3) ID及びパスワードを不正使用した場合
- (4) 登録申請時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (5) 法令等に違反する行為がある場合
- (6) 1年間サイトへの情報掲載の実績がない場合
- (7) 複数の登録承認を受けている場合
- (8) その存在や活動実態が明確でない団体又は企業等
- (9) その他区長が必要と認める場合

2 登録の承認を取り消されたユーザーは、サイト内から全ての情報を取り消され、当該サイトで保有する全ての権利を失うものとする。

3 統括管理者は、登録を取り消した場合は、速やかにユーザーに大田区シティプロモーションサイトユーザー登録取消通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（区による情報提供）

第11条 区は、次の各号の情報を提供できるものとする。

- (1) 区の魅力を周知する特集等
- (2) シティプロモーション活動の紹介
- (3) 登録案内及びサイト利用に関する案内
- (4) その他運営に必要とされる情報

（ユーザーによる情報提供）

第12条 ユーザーは、次の各号の情報を提供できるものとする。

- (1) イベント情報
- (2) お知らせ
- (3) その他区長が必要と認める情報

（コンテンツの掲載基準）

第13条 サイトに掲載するするコンテンツは、次の各号に該当する事業等を対象とする。

- (1) 区民の大田区に対する愛着や誇りの向上につながる事業等
- (2) 区外在住者の大田区への来訪意欲を向上させる事業等
- (3) 区の地域資源や魅力を区内外に広く伝える事業等

2 サイトに掲載するコンテンツについては、区の広報媒体という性格上、その品位、公共性、公益性を妨げないものであって、区民等に不利益を与えないものとする。

3 ユーザーは、前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報を提供することができないものとする。

- (1) 公序良俗に反する情報
- (2) 法令等に違反する情報

- (3) 大田区やシティプロモーションと関連性のないもの
- (4) 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告等
- (5) 個人・団体の意見広告と名刺広告等
- (6) 他のユーザー及び第三者の著作権、肖像権及び知的財産権を侵害する情報
- (7) 他のユーザー及び第三者を誹謗又は中傷する情報
- (8) 他のユーザー及び第三者に不利益を与える情報
- (9) 選挙運動、政治活動その他これに類似する情報
- (10) サイトの運営を妨害する情報
- (11) その他区長が不相当と認める情報

4 個人情報の保護に関しては、大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）の定めるところにより、適正な収集、管理及び利用を行うこと。

5 知的財産権（著作権、意匠権その他の知的財産に関して法令により定められた権利をいう。）に十分に配慮すること。

6 コンテンツの作成等にあたり、別に定めるサイト作成のガイドラインを遵守しなければならない。

（情報提供の中断及び停止等）

第 14 条 統括管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ユーザーの承諾を得ることなく、情報提供の一部もしくは全部を一時中断又は停止することができるものとする。

- (1) サイトの定期保守、更新等緊急に停止する必要がある場合
- (2) 火災、天災等の不可抗力により、情報提供が困難となった場合
- (3) インターネットを通じた不正アクセスにより、情報提供が困難な場合
- (4) その他不測の事態により、情報提供が困難な場合

（情報提供内容の変更等）

第 15 条 統括管理者は、サイト運営上必要な場合において、ユーザーの承諾を得ることなく、情報提供の内容を変更、追加又は削除することができるものとする。

2 統括管理者は、一定の予告期間において、サイトの閉鎖を行うことができるものとする。

（リンク先及び選定要件）

第 16 条 サイトからリンクすることができるホームページの提供先は、次のとおりとする。

- (1) 国及び他の地方公共団体
- (2) 公共的団体
- (3) 区が出資している法人
- (4) 第 7 条により登録された団体等
- (5) その他、区民等にとって有益と区長が認める団体等

2 リンク先のホームページの内容等は、次の要件を備えているものとする。ただし、区民等にとって有益な情報で、区長が認める場合はこの限りでない。

- (1) 個人情報の取扱いについて、十分な配慮を行っていること。
- (2) 明らかに公序良俗に反する内容又はこれに類する内容を掲載していないこと。
- (3) 著作権法その他の関係法令に明らか抵触する内容を掲載していないこと。
- (4) 政治又は宗教活動に関する内容を掲載していないこと。
- (5) 個人、団体等を誹謗又は中傷する内容を掲載していないこと。

3 第1項に規定する団体等のホームページにリンクを行った後、前項各号のいずれかの規定する要件が欠けていると判明した場合は、統括管理者又はユーザーはリンクを解除するものとする。

(免責)

第17条 区は、理由の如何を問わず、サイトの情報提供が遅延、中断、停止又は変更をしたことに起因し、ユーザーが被った損害について一切の責任を負わないものとする。

2 区は、ユーザーが利用を通じて得た情報等の正確性、特定の目的への適合性等について、一切の責任を負わないものとする。

3 区は、サイトの情報等に起因して生じた損害に対して一切の責任を負わないものとする。

4 ユーザーは、サイトを通じて提供される情報に関し、ユーザー間又は第三者と紛争が生じた場合は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、区に損害を与えないようにしなければならない。

(個人情報及び知的財産権の取扱い)

第18条 個人情報の保護に関しては、大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66条）の定めるところにより、適正な収集、管理及び利用を行うこと。

2 知的財産権（著作権、意匠権その他の知的財産に関して法令により定められた権利をいう。）に十分に配慮すること。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は企画経営部長が定める。

付則

この要綱は、平成31年3月4日から施行する。

付則

この要綱は、令和元年6月10日から施行する。